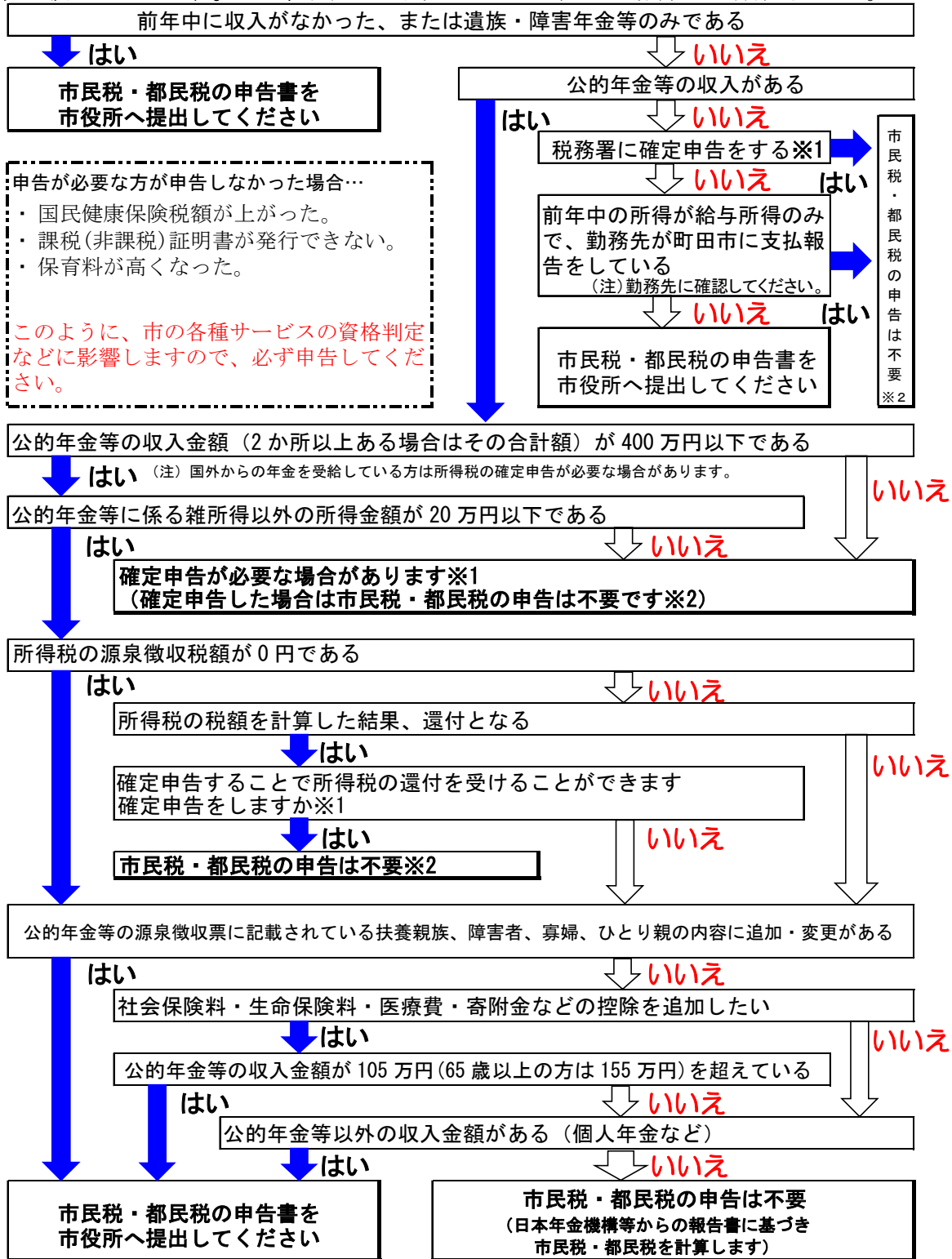


令和4年度 市民税・都民税申告のご案内

今回、市民税・都民税の申告が必要となる可能性のある方を対象に市民税・都民税申告書をお送りしましたので、下記フロー図をご覧ください。申告が必要な方は、**3月15日(火)までに**申告をしていただきますようお願いいたします。万一、申告の必要がない方に届いた場合はご容赦ください。



※1 税務署への確定申告が必要な方の例
 ・給与（その全部が源泉徴収の対象となっているもの）を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 ・年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 ・所得税の還付を受けられる方等（詳しくは町田税務署<042-728-7211>にお問い合わせください。）
 ※2 上場株式等の配当所得等で源泉徴収選択口座内のものについて、所得税（確定申告）と異なる課税方式を選択する方は、同封の申告書ではなく、確定申告書の中の専用欄へ記載又は、課税方式選択用の市民税・都民税申告書を提出する必要があります。

申告書の提出期限は3月15日(火)です

☆原則、郵送による申告をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申告をご活用ください。詳しくは、P4記載の郵送またはお持ちいただく書類、お問合せ・申告書送付先をご覧ください。申告書に必要事項を記入し、添付書類等を同封して申告書送付先まで送付してください。

記入方法が分からず記入していない項目があるなど、申告書が未記入であっても、添付書類がそろっていれば、申告があったとみなします。なお、不明な場合、ご連絡させていただく場合がございます。

☆申告会場での受付

会場で申告をされる場合は、できる限り少人数でお越しください。その際は、以下の点にご注意ください。

- 庁舎にお入りになりましたら、手洗いまたは会場入口等でアルコール消毒液による手指の消毒を行っていただきますようお願いいたします。
- 庁舎の中では、マスクの着用をお願いいたします。
- 会場入り口で検温をする予定です。検温後に整理券を受け取ってからご入場ください。
- 会場内の人数によっては、入場を控えていただく場合があります。その場合は、整理券を受け取ったうえで、時間を置いてから会場に再度お越しください。
- 発熱等の症状がある、体調がすぐれないという場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

◎市庁舎 ※例年、受付初日、月曜日及び3月中は大変混み合います。

平日	受付時間 午前9時～午後4時	1階みんなの広場
	2月1日(火)～ 3月15日(火)の平日	

※下記の日付以外、土日祝日は受付を行っていません。

日曜日	受付時間 午前9時～午後4時	2階市民税課 205窓口
	2月20日(日) 2月27日(日)	

← 車でお越しの方
← 徒歩でお越しの方

南出入口
町田市民ホール側
東出入口
正面出入口
町田駅前通り側
西出入口

■交通
○電車でお越しの方

- ・小田急線町田駅西口から徒歩8分
- ・JR横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩11分

■交通
○バスでお越しの方

- ・神奈川中央交通「町田市役所市民ホール前」下車、徒歩1分
- ・町田市民バスまちっこ「町田市役所南口」下車、徒歩1分

○車でお越しの方
庁舎立体駐車場をご利用ください。

※お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

◎市民センターでの出張受付 ※例年、午前中は大変混み合います。

受付時間 午前9時30分～午前11時30分・午後1時～午後3時30分 (午前中の受付が混雑した場合、午後の受付になることがあります。)		<p>※作成済みの申告書については、出張受付日以外の日でも、各市民センター窓口で提出することができます。</p> <p>ただし、各市民センターでは、記載方法等、内容についてのお問い合わせには対応できません。</p> <p>※各会場ともご来場の際は公共交通機関をご利用ください。</p>
2月10日(木)	南市民センター ホール	
2月15日(火)	忠生市民センター ホール	
2月17日(木)	小山市民センター ホール	
2月22日(火)	堺市民センター ホール	
2月24日(木) 2月25日(金)	鶴川市民センター ホール	
3月3日(木)	なるせ駅前市民センター ホール	

◎所得税の確定申告については相談できませんので、町田税務署(042-728-7211)へお問合せください。

☆本人確認について

● マイナンバー(個人番号)の記載について

申告書に個人番号の記載していただくとともに、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出される際に、本人確認をさせていただきます。

本人確認は、正しい個人番号であることを確認する「番号確認」と、申告者が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「身元確認」の2点を行います。

申告書提出の際に提示していただく本人確認書類の組み合わせは以下のとおりです。

○本人確認書類は代理人が申請する場合の「番号確認書類」を除き原本の提示が必要です。

○納税証明書等、市税証明書交付申請時の本人確認とは異なります。

○郵送で提出する場合、委任状以外の必要書類は写し(コピー)を添付してください。

①本人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方)

番号確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)・通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し※個人番号通知書は利用できません。
身元確認書類(①、②、③のいずれか) ※番号確認書類の氏名・住所又は氏名・生年月日が記載されたもの
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち1点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
③【顔写真のない次の書類のうち2点】官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書

②代理人が申告書を提出する場合(「番号確認書類」、「身元確認書類」及び「代理権の確認書類」の全て)

番号確認書類
上記の本人が申告書を提出する場合と同じ
身元確認書類
代理人が個人の場合(代理権確認書類の氏名・住所が記載された代理人のもので①、②のいずれか)
①【顔写真付きの次の書類のうち1点】マイナンバーカード(個人番号カード)・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・在留カード・特別永住者証明書・税理士証票・官公署発行の資格証明書・戦傷病者手帳
②【顔写真のない次の書類のうち2点】公的医療保険の被保険者証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・官公署発行の資格証明書・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・納税通知書・特別徴収税額通知書
代理人が法人の場合(代理権確認書類の名称・所在地が記載された次のもの)
登記事項証明書・印鑑登録証明書・納税証明書のいずれか1点と当該法人と窓口に来られた方の関係を証する書類
代理権の確認書類(①、②、③、④のいずれか)
①申告者本人の署名及び押印のある委任状(任意代理人の場合)
②戸籍謄本または登記事項証明書(法定代理人の場合)
③税務代理権限証書(税理士の場合)
④申告者本人に発行された次の書類のうち1点
・官公署が発行した申告者本人しか持ち得ない書類(保険証、身体障害者手帳等)
・町田市から発行された申告者本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書
・申告書に添付される書類で申告者本人のもの(源泉徴収票、納税通知書等)

☆郵送またはお持ちいただく書類

申告書の書き方や郵送またはお持ちいただく書類につきましては、別添の資料編1及び下表をご覧ください。
 なお、郵送で申告される方で、申告書に付いている「受付書」の返送を希望される場合は、返信用封筒(切手を貼付し、申告者の宛先を記載したもの)を同封してください。
 また、町田市ホームページにあります「個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算」を使って申告書を作成することもできますので、是非ご活用ください。

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→個人住民税・ふるさと納税の目安額の試算

●申告書に添付する書類 以下の所得・控除を申告書に記入された方は提出する前にチェックしてください。

	項目等	確認事項	チェック欄	備考欄
所得	事業・不動産	令和3年分決算書または収支内訳書を作成しましたか？	はい・いいえ	いいえ⇒事前に作成してください。
	給与	令和3年分源泉徴収票はありますか？	はい・いいえ	いいえ⇒給与支払先で再交付を受けてください。
	公的年金(雑所得)	令和3年分公的年金等の源泉徴収票はありますか？	はい・いいえ	いいえ⇒年金事務所等の年金支払先で再交付を受けてください。
控除	医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制に係る控除の明細書(令和3年中支払分)を作成しましたか？	はい・いいえ	いいえ⇒事前に作成してください。 個人別・病院別にまとめて支払額を集計することができます。
	社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は社会保険料(国民年金保険料)控除証明書がありますか？	はい・いいえ	いいえ⇒ない場合は控除を受けられません。*
	生命保険料控除	生命保険料控除証明書がありますか？	はい・いいえ	いいえ⇒ない場合は控除を受けられません。*
	地震保険料控除	地震保険料控除証明書がありますか？	はい・いいえ	いいえ⇒ない場合は控除を受けられません。*

*支払先、保険会社等で再交付を受けてください。

☆お問合せ・申告書送付先

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所財務部市民税課
 電話(直通)042-724-2115・2114 (午前8時30分～午後5時)

FAX 050-3085-6084

ホームページアドレス:<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

トップページ→暮らし→税金→個人の住民税→市民税課からのおしらせ→令和4年度市民税・都民税申告(令和3年分)の受付について